

武蔵小杉合同法律事務所

暑中お見舞い申し上げます

7月1日、関西電力は大飯原子力発電所3号機を再稼働しました。東京電力福島第一原子力発電所の事故原因、そして未曾有の被害の全貌も明らかになっていない段階で、電力会社と政府が多くの市民の反対を押し切って再稼働を強行したことは、大変遺憾なことです。

野田首相は、「私の責任で判断する」と再稼働を決断しましたが、ひとたび事故が起きたとき、誰にも「責任」をとることなどできないということ、私たちは、今回の原発事故で学んだのではないのでしょうか。

私たちの事務所でも、原発事故被害者の救済のために東京電力との直接交渉やADRの申立てなどを行っていますが、被害の実態を知れば知るほど、まさに「取り返しのつかない」被害の甚大さに圧倒され、二度とこのような事故を繰り返してはならない、との思いを強くします。

大量の放射性物質によって汚染された自然環境、住み慣れた故郷を追われた何万人もの人々の生活、低線量被ばくによる健康被害—これらの被害を元通りに回復することは実際上ほとんど不可能であり、損害を填補する金銭賠償ですら遅々として進んでいないのが現実です。

電力不足をどう乗り切るのか、日本のエネルギー政策をどう考えるのか、原子力発電の是非については、様々な見解がありますが、世界有数の地震大国であり、実際に史上最悪の原発事故を経験した日本において、なお、原子力発電を続けることが果たして現実的な選択肢たりうるのでしょうか。

これまでデモや集会に無縁だったと思われる多くの人たちが、ツイッターやフェイスブックといったイン

NEWS VOL.5 2012.08



2012年6月29日（金）首相官邸前抗議

ターネット上の情報を通じて集まり、原発反対の声を上げはじめています。私たちの事務所でも、まず20代の事務局スタッフが毎週金曜日の首相官邸前の抗議活動に参加をはじめ、弁護士がこれに続きました。

原発ゼロが実現する日まで、あきらめずに声を上げ続けていきたいと思えます。

原発被害者の救済を—

弁護士 神原 元

原発被害者の救済弁護団に関わっています。ADR（裁判外紛争解決手続）という制度を利用して、被害の賠償を東電に求めています。2月の記者会見では、福島の女性が放射能の被害を慮って中絶を余儀なくされた、という話を聞きました。このような悲惨な事例はあまり報道されていません。放射能の本当の怖さが、国民に知らされていない気がします。

手続における東電の不当な対応も、あまり知られていません。自宅に衣類を捨ててきた人、こちらで家具を新たに購入せざるを得なかった人、そういう人たちが東電に賠償を求める。ところが、東電は、被害者に細かく領収書を要求し、領収書がなければ賠償を拒絶してくる。必死で避難している人たちが、領収書なんか取っておきますか？

こんな被害をなくさなければいけない。そんな思いから、大飯原発再稼働に反対するデモに参加しました。多くの人々が同じ思いなのだとな気づき、胸が熱くなりました。多くの市民と力を合わせて、人権や個人の尊厳が本当の意味で大切にされる社会を作らねば、と思います。



6月29日（金）首相官邸前抗議

「育鵬社教科書をどう読むか」を読む

弁護士 穂積 匡史

1年前にこの欄で採り上げた「つくる会」系教科書採択の問題。すこぶる残念なことに、その1つである「育鵬社」の教科書が、横浜市、藤沢市、東京大田区などで採択されてしまいました。そんな噂の育鵬社公民教科書。はたしてその中身は・・・

- ①あの3人（ロック、ルソー、モンテスキュー）よりも重要な「第4の男」の正体は？
- ②「はきちがえられた男女共同参画」という刺激的すぎるタイトル。さて、はきちがえているのは一体だれ？
- ③ええっ？父親の単身赴任で家族の絆を深める？それって、どういうこと？

正解をお知りになりたい方は、高文研から出版されたばかりの『育鵬社教科書をどう読むか』（子どもと教科書全国ネット21編）を是非ご覧ください。当事務所から阪田弁護士と私も執筆に協力している、この夏お薦めの1冊です。



追伸：中国チチハル遺棄毒ガス事件の東京高裁判決は9月21日言渡し予定。ご注目ください。

人間らしく、生き、働ける世の中に

弁護士 鈴木 麻子

「最低賃金を時給1000円以上に！」と求めて横浜地裁に提訴した最低賃金裁判は、1000名近いサポーターに支えられ、原告102名の大規模訴訟となり、6月末に提訴一周年を迎えることができました。

最低賃金が生活保護水準をも下回っているのはおかしい！という私たちの主張に対して、最近、「生活保護費が高すぎるのではないか」との声が高まり、生活保護受給者に対するバッシングが盛り上がっていることを懸念しています。働いてまともに生活できる賃金水準を保障すること、そして、働けない場合にも健康で文化的な最低限度の生活を保障することは、いずれも憲法や日本が批准している国際人権条約（社会権規約）で保障されている人権であり、貧困問題を解決することは国家の責務である、ということを説得的に伝えていくことの重要性を感じています。最低賃金裁判では、毎回、原告本人が赤裸々な生活実態を訴え、大きな反響を呼んでいます。困難ななか勇気をもって立ち上がった原告をサポートし、誰もが人間らしく生き、働ける社会を実現していきたいと思えます。



「ナショナルミニマムを考える」
提訴1周年記念シンポジウムにて

2012年7月2日より 阪田勝彦弁護士が入所しました！



ごあいさつ

2010年5月に設立した武蔵小杉合同法律事務所に、本年7月2日より、新たに阪田勝彦弁護士が加わりました。

阪田弁護士は、2000年4月に弁護士登録をして以来、12年間のキャリアの中で、多数の困難な事件に全力で取り組み、大きな成果をあげてきた実力派弁護士です。一般の刑事、民事事件はもとより、刑事否認事件での無罪判決、労災・労働事件での画期的な判決の獲得など、多くの事件で成果をあげ、近時は、「首都圏建設アスベスト訴訟」の神奈川弁護団の事務局長として、アスベストによる健康被害に苦しむ建設労働者の救済のために全力を尽くして奮闘しています。

豊富な経験と知識に加えて、温厚で親しみやすい人柄、たとえ困難な事件であっても粘り強く、依頼者の立場にたって親身に取り組む姿勢は、大変頼もしく、当事務所においても、その実力がいかんなく発揮されることを期待しています。

阪田弁護士と神原、穂積、鈴木の3名は、これまでも事務所の垣根を越えて、弁護団事件や人権・平和のための市民運動などで活動を共にしており、今後は、同じ事務所所属員として活動できることを大変心強く思っております。

弁護士4名の体制になり、武蔵小杉の地域に根ざした市民に身近な法律事務所として、より一層質の高い法的サービスをご提供するとともに、平和や人権のための様々な活動の幅を広げていきたいと思っております。

今後も、皆様のご指導を仰ぎながら、事務所一同精進して参る所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

武蔵小杉合同法律事務所所属員一同

自己紹介

はじめまして、武蔵小杉合同法律事務所に入所させていただくことになりました阪田勝彦と申します。

弁護士になったのは、2000年で今から12年前になります。

これまでの12年間のうちに扱った事件は、一般的な民事事件全般はもちろんですが、冤罪事件や企業買収に伴う集団解雇事件、国や自治体相手の行政訴訟など特殊な事件も多く扱ってきました。多くの事件で幸いにもよい経験ができ、これが私の一番の財産だと思っています。

最近では、福島原発事故以降、国の財政負担を危惧し、国の責任を否定する判決が相次いでいると言われており、私自身も事務局長を務めた神奈川の建設アスベスト訴訟でそれを実感として感じています。

「産業」「経済」によって、人の「命」がないがしろにされる社会、こんな社会は絶対に許されません。何よりも人の命が大切にされる社会、人間らしく生きられる社会の実現が私の理想です。そのためにも今後も変わらずに努力してゆきたいと思っております。

20代半ばに弁護士になった私も40代にさしかかろうというこの時に、新たな気持ちで再出発できることに大きな期待と喜びを感じています。そしてともに事務所を担うのは、パワフルな神原弁護士、クールな穂積弁護士、クレバーな鈴木麻子弁護士。全く申し分ありません。この最高のメンバーに遅れをとらぬよう、私も一層精進いたします。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



弁護士 阪田 勝彦

これまでの主な取扱事件

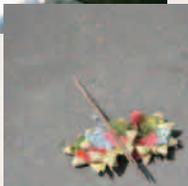
覚せい剤精神病殺人事件 2審無罪確定
東海道線痴漢冤罪事件 1審無罪確定
横須賀古書店強制わいせつ冤罪事件 1審無罪確定
業務上過失致死事件 1審無罪確定
警察官やらせ公務執行妨害事件 1審無罪確定
勝英自動車学校事件
(東京高判平 17・5・31 労判 898号 16頁) など

略歴・役職等

2000年弁護士登録
日弁連 全国冤罪事件弁護団連絡協議会委員
自由法曹団神奈川支部 事務局長



新婚旅行でバリ島に。バリでは島中いたるところで「チャナン」と呼ばれるお供え物がみられます。地面にも置いてあるので蹴飛ばされてしまうのですが、「毎日、お供えものをつくってお祈りする時間」が大切なので、その後で蹴飛ばされても気にしないそうです。忙しい日々ですが、私もバリ人を見習って、一日の中に、心を落ち着ける時間を作りたいと思います。



事務局 鈴木杏子

もう何年になるでしょうか。「屋久島に行きたい」と言い出してから。友人に先を越されては「私の方が先に行きたかったのに…」とワケの分からない上に根拠のないジェラシーにまみれつつ、20歳前後から「行きたい、行きたい」言っています。にも関わらず未だに計画すらたっていないとなると、もはや本当に行きたいのかがどうか疑問ですが、本当に行きたいのです。いい加減重い腰をあげて行ってこようと思います。早いうちそのうち。

事務局 服部泰子



※ JR南武線 武蔵小杉駅から徒歩5分

※ 横須賀線でお越しの場合は、新南改札を出て、綱島街道を北に向かって進行方向右側の歩道をお進み下さい。高架になっていますので、南武沿線道路を越えた所（動物救命救急センターの前）の階段を降りて横須賀線線路と逆の方向へお進み下さい。1Fにサビックス(学習塾)の青い看板が立っているビルの5階です。

※ 事務所専用の駐車場はございません。お車でお越しの場合は近隣のコインパーキングをご利用下さい。



本事務所ニュースは当事務所のご依頼者、関係者、イベント参加者等のみなさまにご送付しております。ご不要の方はお手数ですが当事務所までご連絡下さいますようお願い致します。

武蔵小杉合同法律事務所は、2010年5月にあたらしく武蔵小杉に開設された法律事務所です。身近な法律家として「わかりやすく、ていねいに」をモットーにご相談に応じます。

法律相談予約受付中



武蔵小杉合同法律事務所

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 2-895 武蔵小杉ATビル505号室

tel.044-431-3541

<http://www.mklo.org/>